

国住指第4344号
平成26年3月3日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

完了検査の円滑な実施について

貴職におかれましては、建築基準法（昭和25年法律第201号）の円滑な施行に向けた取組みにご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

さて、住宅に係る消費税率については、昨年10月1日以降に契約した住宅について、本年3月31日までに引き渡す場合は5%、4月1日以降に引き渡す場合は8%の税率が適用されます。

こうした消費税率の引上げ時期を控え、完了検査についてより一層の円滑な実施をお願いいたします。

また、今般の2月14日から16日にかけての豪雪の影響により、住宅のシステムキッチン等の納品が遅れ工期が延びる事態も想定されます。この場合、これらの設備等が未設置の状態ですら工事を完了させ完了検査の申請がなされることが予想されます。このような案件については、個別の申請者からの相談に応じて、軽微な変更該当する場合は完了検査を速やかに実施するとともに、軽微な変更該当しない場合には計画変更の手続き及び完了検査を速やかに実施していただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いいたします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

事務連絡
平成26年3月3日

各都道府県建築行政担当課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

完了検査の円滑な実施について（補足）

日頃より建築行政の適確な実施にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

さて、「完了検査の円滑な実施について」（平成26年3月3日付国住指第434号）を通知したところですが、運用に当たっての補足事項を下記のとおりお送りします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1. 軽微な変更該当する場合は、完了検査申請書の第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄に、変更内容が記載されていることを確認のうえ、完了検査を速やかに実施してください。
2. 軽微な変更該当しない場合は、原則として計画変更となるため、申請者に対しては時間的余裕をもって対応するよう周知してください。
3. 本件に関して、確認済証の交付を受けた内容から一部の設備機器がないことをもって、「住宅」として工事が完了していないといった扱いをすることのないよう柔軟に対応してください。
4. ご不明な点等がある場合は、当課までお問合せください。